

P C B 廃棄物の適正保管・処理の手引き

平成 2 3 年 6 月

(令和元年 (2019 年) 8 月一部改正)

北海道環境生活部環境局循環型社会推進課

1 はじめに

ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）は、その化学的な特性によりトランス、コンデンサといった電気機器をはじめ、幅広い用途で使用されていましたが、昭和43年に発生したカネミ油症事件を契機にその毒性が社会問題化したことから、我が国では昭和47年以降その製造が中止されています。

既に製造されたPCBの処理に向けて、民間主導のPCB処理施設設置の動きがありましたが、周辺住民の理解が得られず、結果として事業者による保管が続きました。

このため、長期の保管によるPCB廃棄物の紛失や漏洩による環境汚染の懸念から、平成13年6月にはポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「PCB特別措置法」という。）が公布され、国による日本環境安全事業株式会社（現中間貯蔵・環境安全事業株式会社、以下「^ジ^エ^ス^コ」^{ESCO}という。）を活用した拠点的広域処理施設の整備等による処理が進められることになりました。

この手引きについては、保管事業者の方が必要とするPCB廃棄物に関する廃棄物処理法とPCB特別措置法の手続きについて分かりやすく説明するとともに、現在、道内で進められているPCB廃棄物処理の最新状況等についてもお知らせしております。

この手引きを参考にされ、道内におけるPCB廃棄物の適正な管理と円滑な処理が進められるよう御理解、御協力についてよろしくお願いいたします。

2 ポリ塩化ビフェニル（PCB）とは

- PCB (Polychlorinated biphenyls: ポリ塩化ビフェニル) は水に極めて溶けにくい、絶縁性が良い、沸点が高い、熱により分解しにくい、酸化されにくい、酸・アルカリに安定、金属をほとんど腐食しないなどの性質をもつ、工業的に合成された化合物
- 人の健康・環境への有害性が確認され、分解されにくく、広範に環境中に残留していることが知られている
- 絶縁性等の性質により、主として次の用途に使用
 - ・ トランス用絶縁油、コンデンサ用絶縁油
 - ・ 熱媒体（加熱用、冷却用）、潤滑油、可塑剤
 - ・ 感圧複写紙、塗料、印刷インキ

3 PCB廃棄物とは

(1) 定義

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）で定める特別管理産業廃棄物（※）の一つに該当し、具体的に次のものが該当します。

（※）産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものであり、排出の段階から処理されるまでの間、特に注意して取り扱わなければならないものです。

○ 廃PCB等

不要となったPCB、PCBを含む廃油（PCBを含む絶縁油、熱媒体、潤滑油等）

○ PCB汚染物

トランス・コンデンサ等の廃PCB等を封入していた容器、トランス・コンデンサ内の絶縁紙・巻線の支持木・碍子・鉄芯・銅線・絶縁フィルム、使用済み保護衣類・保護具、感圧複写紙、清掃時のウエス、汚泥など



○ PCB処理物

上記廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために、PCB廃棄物処理施設で処理したもので、国で定める基準（下表）を満たさないもの

1	廃油	PCBの量が0.5 mg/kg以下
2	廃酸又は廃アルカリ	PCBの量が0.03 mg/kg以下
3	廃プラスチック類 又は金属くず	PCBが付着していない、 又は封入されていないこと
4	陶磁器くず	PCBが付着していないこと
5	1～4以外の廃棄物	PCBの量が0.003 mg/kg以下

(2) 処理のための分類

PCBの濃度によって高濃度と低濃度の2種類に分類されます。

ア 高濃度PCB廃棄物

高濃度PCB廃棄物は電気機器の設計・製造において絶縁油としてPCBが使用されていたもの（PCB使用機器）であり、高圧トランスや高圧コンデンサ、蛍光灯安定器などがあり、これらの処理はJESCOで進められています。

イ 低濃度PCB廃棄物

低濃度PCB廃棄物には以下のものがあり、その処理は廃棄物処理法に基づく処分量の許可若しくは国から無害化処理の認定を受けた事業者により行われています。

① 微量PCB汚染廃電気機器等

設計・製造過程ではPCBは使用しないことになっていたが、非意図的に混入（濃度は数～数十mg/kg）したもの

② 低濃度 P C B 含有廃棄物

P C B による汚染が一定値以下 (5,000 mg/kg以下) の P C B 廃棄物であって、①以外のもの

※ 低濃度 P C B 汚染物については、7 (6) の環境省通知「低濃度ポリ塩化ビフェニル汚染物の該当判断基準について」を参照にその該当性を判断してください。

(3) P C B 含有の有無の判別法

P C B 含有の有無については、機器の種類等によって次のとおり判別を行うことができます。なお、P C B の含有が不明のものは、念のために P C B 使用機器として取り扱います。

ア 高濃度 P C B 廃棄物

〈トランス類・コンデンサ類〉

- 昭和 28 年から昭和 47 年までに製造された一部の電気機器には高濃度 P C B 使用機器がある。
- 製造時期が昭和 27 年以前及び 48 年以降の国産の電気機器は、高濃度 P C B 使用機器ではないと考えられる。
- 電気機器の銘板記載内容 (製造年、機種名、メーカー名、型式、製造番号) 及び製造メーカーや(一社)日本電機工業会への問い合わせ等 (※) により判別する。

(※) 製造メーカーへの問合せ先及び判別用リストは参考資料をご覧ください。

日本電機工業会 HP (PCB 関連) : <https://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/>

〈安定器〉

- 安定器の銘板に記載されているメーカー、型式・種別、性能 (力率)、製造年月等の情報から判別可能。
- 昭和 31 年以前及び昭和 48 年以降に製造された照明器具には、P C B 使用安定器を使用したものはないと考えられる。
- 昭和 52 年 3 月までに建築・改修された建物には、P C B 使用安定器が使用された可能性がある。

※ 詳細は、各メーカーへ問い合わせるか、(一社)日本照明工業会ホームページを参照 (http://www.jlma.or.jp/shisetsu_renew/anzen/anzen6-1.html)

イ 低濃度 P C B 廃棄物

〈微量 P C B 汚染廃電気機器等〉

- 高濃度 P C B 廃棄物とは異なり、銘板記載内容からの判別はできないことから、製造メーカーへ問合せをする。
- 製造メーカーへの問合せによっても微量 P C B の混入の可能性を完全には否定できない場合には、絶縁油中の P C B 濃度を測定し、P C B 廃棄物に該当するか否かについて確認する。

※ 微量 P C B 汚染廃電気機器等の経緯については 7 (3) を参照してください。

※ 廃電気機器毎に測定した絶縁油中の P C B 濃度が、処理の目標基準値である 0.5mg/kg 以下であるときは、当該廃電気機器は PCB 廃棄物に該当しないとして取り扱われている。

※ 道では、令和元年度現在、分析費用の補助を実施しています。詳細は北海道環境生活部環境局循環型社会推進課の下記のホームページからダウンロードできます。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/file.jsp?id=1117190>

4 P C B 廃棄物に関連する法令と手続きとは

主な法令としては、廃棄物処理法と P C B 特別措置法の 2 つがあり、P C B 廃棄物を適正に処理して環境汚染の防止を図るため、相互に補完する関係となっています。

(1) 廃棄物処理法

ア 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置 (第 12 条の 2 第 8 項)

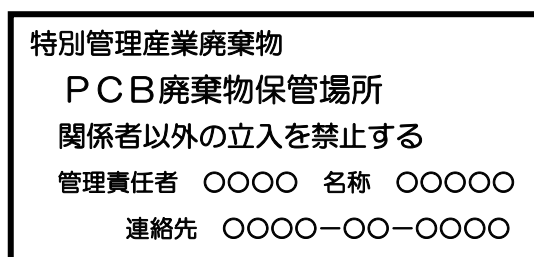
P C B 廃棄物を保管する事業者は、P C B 廃棄物を保管する事業場毎に、一定の資格を持った特別管理産業廃棄物管理責任者を設置する必要があります。

イ 特別管理産業廃棄物の保管基準の遵守 (第 12 条の 2 第 2 項)

P C B 廃棄物の保管にあたっては、生活環境の保全上支障のないように保管基準に従って保管を行う必要があります。

具体的には以下のとおりです。

- 容易に人が立ち入ることができない場所 (※) とすること。
(※) 倉庫や保管庫など施錠できる場所が望ましいこと。
- 保管場所であること等 (※) を示した掲示板を設けること。
(※) 廃棄物の種類、管理者氏名、名称及び連絡先も必要です。



保管場所の掲示例 (縦・横 60cm 以上)

なお、上記の掲示板は、社団法人日本電気協会北海道支部でも販売しておりますので、必要に応じてお問い合わせください。(電話 011-221-2759)

- 飛散・流出、地下浸透、悪臭発散のないよう(※)にすること。
(※) 受皿設置、容器二重化、転倒防止措置により、万が一にも漏洩させないこと。
- 容器に入れ密封(※1)するなどPCBの揮発防止や高温防止(※2)を図ること。
(※1) ドラム缶などの密閉容器で保管することが望ましいこと。
(※2) ボイラー室など高温にさらされる場所は避けたほうが望ましいこと。
- PCB汚染物やPCB処理物は、腐食防止の措置を図ること。
- PCBが使用された廃安定器(※1)については、原則として分解・解体を禁止していること。
(※1) コンデンサ外付け型安定器のうち、コンデンサの形状及び性状に変化が生じていない場合であって、リード線切断等により安全にコンデンサを取り出すことができるものを除く。なお、実施にあたっては、ポリ塩化ビフェニル廃棄物等に係る管理指導要領(※2)及び国の関係通知を参照してください。
(※2) ポリ塩化ビフェニル廃棄物等に係る管理指導要領：PCB特別措置法に関する業務が円滑に進められるよう道が独自に定めたPCB廃棄物の取扱いであり、事業者の皆様の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

ウ 特別管理産業廃棄物の運搬又は処分の委託基準の遵守

PCB廃棄物の運搬又は処分を許可業者へ委託する場合には、書面により委託契約を行うとともに、マニフェスト(産業廃棄物管理票)を許可業者へ交付する必要があります。

具体的には以下の手順になります。

- 処分の委託先の選定では、許可証の写しの提出を求め、PCB廃棄物を処分できる業者であることを確認します。
- 収集・運搬の委託先の選定では、特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証の写しの提出を求め、PCB廃棄物を運搬できる業者であることを確認します。
また、高濃度PCB廃棄物を処分するためにJESCOに搬入する場合は、JESCO北海道PCB処理事業所の入門許可証の写しの提出を求め、JESCOへ搬入できる業者であることを確認します。
- 委託契約は、事前に委託者と収集運搬受託者、委託者と処分受託者それぞれが必要とする委託内容(※)を盛り込み、二者間で文書により締結します。
(※) 廃棄物の種類及び数量、委託契約の有効期間、受託者へ支払う料金など
また、委託契約書には許可証の写しなどの関係書類を添付して、契約期間終了日から5年間保存します。

- 契約後、実際にPCB廃棄物を引渡す際、必ず manifests の交付を行います。
交付した manifests は、収集運搬、処分それぞれの受託者からその写しによる処理の報告がきますので、これにより適正処理の確認を行っていただきます。
また、戻された manifests の写しはその控えとともに5年間保存します。

(2) PCB特別措置法

ア 保管等の届出（第8条）

PCB廃棄物を保管又は処分した事業者は、毎年6月30日までに、前年度におけるPCB廃棄物の保管や処分の状況について知事（札幌、函館及び旭川市内は各市長。以下同様。）へ届出を行ってください。

PCB廃棄物を保管する事業場に変更があった場合には、その変更があった日から10日以内に届出が必要となります。

また、PCB使用製品の取り止め、取り外し又は他の事業場からの移動等により、新たに保管を開始することになった時には、当該事業場毎にPCB廃棄物保管開始届出を行ってください。（管理指導要領第5条）

なお、届出時期や様式、届出先については、7（1）及び（2）を参照ください。

イ 譲渡し及び譲受けの制限（第17条）

PCB廃棄物は、原則、譲渡しや譲受けはできません。

なお、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進の観点から、その必要性が生じたときには、事前に、保管場所を所管する各(総合)振興局環境生活課又は政令市までご相談ください。

ウ 保管事業者の地位の承継（第16条）

法人の合併や相続等により、その事業とともにPCB廃棄物を承継した場合には、30日以内に知事へ届出が必要となります。

エ 自主点検の実施（管理指導要領第4条）

年2回以上、保管状況についての自主点検を行い、点検票の写しを上記アの届出の提出に併せて年1回提出してください。

5 道内のPCB廃棄物の処理について

(1) 現 状

- 道では、平成15年8月にPCB特別措置法に基づき「北海道PCB廃棄物処理計画」を策定し、道内分のPCB廃棄物処理を進めています(平成29年3月最終変更)。
- 高濃度PCB廃棄物については、室蘭市内に整備されたJESCOの北海道PCB廃棄物処理施設において処理が進められています(問合せ先：0143-23-7007)。
- 低濃度PCB廃棄物については、廃棄物処理法に基づく処分業の許可若しくは国から無害化処理の認定を受けた事業者による処理が行われており、道内では、JX金属 苫小牧ケミカル(株)が国から認定を受けて処理を行っています(問合せ先：0144-56-0231)。

※ 全国の処理事業者は環境省のホームページを参照してください。

(<http://www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html>)

(2) 処分期間

PCB廃棄物の処理は種類に応じて、次のとおり処分期間が定められており、この期間中に確実に処理を行う必要があります。

〈高濃度PCB廃棄物〉

- ・トランス・コンデンサ等：令和4年(2022年)3月31日まで
- ・安定器等・汚染物：令和5年(2023年)3月31日まで

〈低濃度PCB廃棄物〉

- ・全ての低濃度PCB廃棄物：令和9年(2027年)3月31日まで

6 使用中のPCB含有電気機器(トランス・コンデンサ等)について

現在使用中の電気機器であっても、PCBを含有している場合は電気事業法に基づく届出が必要です。また、使用を中止した時点でPCB廃棄物となり、上記期間内に確実に処理される必要がありますので、計画的に使用を中止し、処理を行うことが求められます。

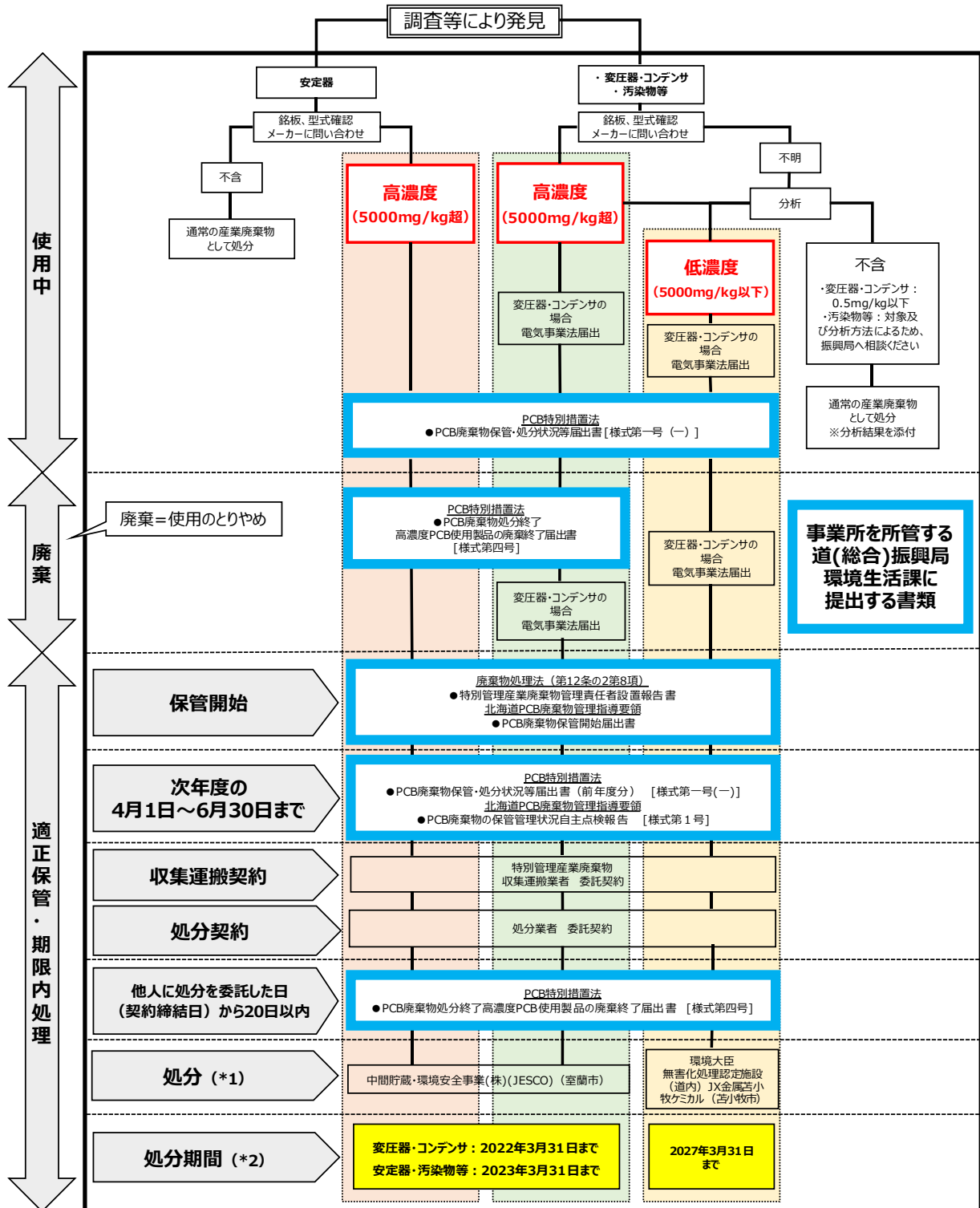
(問合せ先：北海道産業保安監督部電力安全課 011-709-2311(内2720))

※ PCB廃棄物に関する届出・保管方法等の問合せ先は7(4)を参照してください。

7 参考

(1) PCB廃棄物等の発見から処分まで

PCB 廃棄物等を発見した場合の処理の流れは下図のとおりです。



* 1 処分終了後においても、次年度の6月30日までに PCB 廃棄物保管・処分状況等届出書 [様式第一号(一)] の提出が必要です。

* 2 処分期間終了後に PCB 含有機器を保管・保有をしている場合、行政処分と罰則の対象となることがあります。

(2) PCB特別措置法等に基づく届出様式

PCB特別措置法及びPCB廃棄物等に係る管理指導要領に基づき、PCB廃棄物保管事業者に求められる手続きに関する主な様式は下表のとおりです。

根拠	届出書等の名称	様式名	提出時期	届出先
PCB 特別 措置法	保管及び処分状況等届出書 (第8条等)	様式第1号(1)	前年度の状況を6月30日まで ※新たに発見された場合は速やかに	保管場所を管轄する各(総合)振興局 環境生活課又は政令市
	保管事業場の変更届出書 (施行規則第10条第2項等)	様式第2号	変更があった日から10日以内	
	処分終了又は廃棄終了届出書 (施行規則第13条等)	様式第4号	全て処分又は廃棄を終了した日から20日以内	
	承継届出書 (第16条等)	様式第7号	承継があった日から30日以内	
	譲受け届出書 (第17条等)	様式第8号	譲受けがあった日から30日以内	
管理指 導要領	保管管理状況自主点検報告 (第4条)	様式第1号	前年度の状況を6月30日まで	保管場所を管轄する各(総合)振興局 環境生活課
	保管開始届出書 (第5条)	-	保管開始の日から速やかに	
	譲渡し及び譲受け届出書 (第6条)	様式第2号 (その1又はその2、及び誓約書)	譲渡し及び譲受けを行う前 (事前協議)	
	PCB使用安定器の形状変更 作業計画書等 (第8条)	様式第5号	安定器の形状変更を行う前 (事前協議)	

また、上記の届出様式については、北海道環境生活部環境局循環型社会推進課の下記のホームページからもダウンロードできますので、参考としてください。

http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/sanpai_1/pcb/pcb1.htm

(3) PCB使用機器の判別リスト ※ 詳細は、各メーカーにお問い合わせください。 *低濃度PCBは型式によらず含有している可能性があり、判断には分析する必要があります。

○ トランス (変圧器)

機器メーカー名			表示記号等 (下記の表示があればPCB使用機器)
機器製造時のメーカー名	現在のメーカー名: 問い合わせ先		
(株)愛知電機工作所	愛知電機(株)	0568-35-1121	変圧器不燃性油 (1965年以前製造のもの)、不燃油変圧器 (1966年以降製造のもの)、冷却方式LNAN (1966年以降製造のもの)
富士電機製造(株)	富士電機(株)	0120-24-9194	富士不燃性合成絶縁油入、富士シンクロール油入、不燃性油入、カネクロール油入
(株)日立製作所	(株)日立製作所	0294-55-1130	J (型式番号中に「J」が含まれるもの)
北陸電機製造(株)	北陸電機製造(株)	076-475-1124	不燃性油入、不燃性絶縁油入、カネクロール油入、富士シンクロール油入、不燃性合成絶縁油入変圧器
(株)明電舎	(株)明電舎	055-929-5601	型式中の1群に「A」の文字が含まれるもの [型式例] NITAX-MA (1群) - (2群) NITAX, NIKAX, NIRSAX, NITSAX, NITA, NIRAX, NIRGAX, NIRSGAX, NORAX, NORSAXY, NOTAX, NORAXY, NIFA, NIFAX, NILAX 等
三菱電機(株)	三菱電機(株)	0791-46-2384	不燃性油入
日新電機(株)	日新電機(株)	075-864-8913	不燃油入、AF式
大阪変圧器(株)	(株)ダイヘン	06-6390-5513	不燃油入、不燃油使用
(株)高岳製作所	(株)高岳製作所	03-6371-5106	不燃油入、U (型式番号中に「U」が含まれるもの。ただし「UM」の記載品は除く)
東光電気(株)	東光電気(株)	03-3214-5287	不燃油入
東京芝浦電気(株)	(株)東芝	03-3457-4117	「型式=○○○-□□□」と表示し、○○○を型、□□□を式と呼ぶ。○□には数字あるいは記号が入る。 S○○-□□□ (Sで始まるもの。ただし「S1」で始まるもの及び「型式SH-5~20」を除く) ○○○-S□□ (ただしHCTR-S○、HCR-S○は除く)、L (冷却方式が「L」で始まるもの)、不燃性絶縁油入
中国電機製造(株)	中国電機製造(株)	050-5524-1356	不燃性油入
(株)西島電機製作所	(株)西島電機製作所	077-562-0891	不燃性油入

○ コンデンサ

機器メーカー名			表示記号等 (下記の表示があればPCB使用機器)
機器製造時のメーカー名	現在のメーカー名: 問い合わせ先		
日立コンデンサ(株)	日立エーアイ(株)	0285-74-1231	DF CAPACITOR, DF式コンデンサ, 表示が「AD」で始まるもの
マルコン電子(株) 二井蓄電器(株) 東京電器(株)	ケミコン山形(株)	0238-84-2134	表示にDFコンデンサ、シバノール入、不燃性油入、NON-INFLAMMABLE LIQUIDと示されているもの。 または型式がPFCD~, D~, ~AK~, CD~, SDAB~, ~AD~, NLD~, SDB~, ~AST~, MCD~, SDR~, SRT-AINR, NCD~, FCDE~, SRTR~, FCD~, ~FCD~, SR~, SSD~, ~SDS~, ~ED~, NHD~, ~SDF~, ~EDS~, SD~, ~A~ (一部の製 品に該当)、~EDF~, SP~ で示されているもの。(ただし、~には英文字や数字が組み合わされます。)
松下電器産業(株)	パナソニックエレクトロニクス デバイスジャパン(株)	0763-33-5510	AF式
三菱電機(株)	(株)指月電機製作所	0120-888-453	KL-1, KL-2, KL-3, KUF, KAF, KBF, KEF, KUP, KAP, KBP, KEP, KTP, KAL, KGL, 不燃性油入
日本コンデンサ工業(株) (株)関西二井製作所	ニチコン(株)	075-241-5316	SPF, TPF, TPA, TPB, TPE, DF式, SAD, SAT, HPP, SF, TCS, TCB, AIB, TES, TEB, SFAI, TPFI, TPEI
日新電機(株)	日新電機(株)	075-864-8913	AF式, AFP式, 不燃性油含浸, 三塩化ビフェニール含浸, 五塩化ビフェニール含浸
(株)指月電機製作所	(株)指月電機製作所	0120-888-453	THK, LV-1, SAK, PPA, PL, DF, DF式, 不燃性油入, LOWVAC CAPACITOR, 又は型式番号が頭がAK, AL, BK, BL, CK, CL, DK, DL, FK, FL, HFT, HTG, , KK, KL, KTD, KTM, KTQ, KTT, KTU, RAK, RAS, RDF, RMO, RWO, RZO, SAK, SAS, STD, STM, STQ, STT, STU, THK, THS, ZA, ZH, ZJで始まるもの。 及びPで始まるもの(但し、PF, PHF, PPM, PPK, POMPで始まるものは除く)
東京芝浦電気(株)	(株)東芝	03-3457-4117	「型式=○○○-□□□」と表示し、○○○を型、□□□を式と呼ぶ。○□には数字あるいは記号が入る。 ・型がSで始まるもの 表示例: S○○-□□□, 不燃性絶縁油入, シバシール (シバシールの文字があれば全てPCB入り), PFCD, CD
中国電機製造(株)	中国電機製造(株)	050-5524-1356	不燃性油入
(株)帝国コンデンサ製作所	廃業		不燃油、不燃性油、油入D式、不燃性絶縁油含式、不燃油絶縁式、塩化ビフェニール式、不燃性絶縁油式、または型式記号が、A, B, C, D, E, Fで始まるもの。
古河電気工業(株)	古河電気工業(株)	03-3286-3306	不燃性油、不燃性、AF式不燃性油入、型式が「F」, 「FB」で始まるもの
東永電機工業(株)	トエイ工業(株)	0467-47-8411	型式が「DF」, 「PC」で始まるもの
日本通信工業(株) NTK	日通エレクトロニクス(株)	026-246-6351	お問い合わせ願います

(4) PCB廃棄物に関する届出・保管方法等についての問い合わせ先

北海道	■空知総合振興局 保健環境部環境生活課 〒068-8558 岩見沢市8条西5丁目 TEL 0126-20-0041
	■石狩振興局 保健環境部環境生活課 〒060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館4階 TEL 011-204-5823
	■後志総合振興局 保健環境部環境生活課 〒044-8588 倶知安町北1条東2丁目後志合同庁舎 TEL 0136-23-1352
	■胆振総合振興局 保健環境部環境生活課 〒051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 TEL 0143-24-9576
	■日高振興局 保健環境部環境生活課 〒057-8558 浦河町栄丘東通56号 TEL 0146-22-9253
	■渡島総合振興局 保健環境部環境生活課 〒041-8558 函館市美原4丁目6番16号 TEL 0138-47-9437
	■檜山振興局 保健環境部環境生活課 〒043-8558 江差町字陣屋町336-3 TEL 0139-52-6492
	■上川総合振興局 保健環境部環境生活課 〒079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号上川合同庁舎 TEL 0166-46-5921
	■留萌振興局 保健環境部環境生活課 〒077-8585 留萌市住之江町2丁目1-2留萌合同庁舎 TEL 0164-42-8432
	■宗谷総合振興局 保健環境部環境生活課 〒097-8558 稚内市末広4丁目2-27 TEL 0162-33-2921
	■十勝総合振興局 保健環境部環境生活課 〒080-8588 帯広市東3条南3丁目 TEL 0155-27-8527
	■釧路総合振興局 保健環境部環境生活課 〒085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号 TEL 0154-43-9153
	■根室振興局 保健環境部環境生活課 〒087-8588 根室市常盤町3丁目28番地 TEL 0153-23-6821
	■環境生活部環境局循環型社会推進課 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 TEL 011-204-5192
	政令市
■函館市環境部環境保全対策室環境対策課 〒040-0022 函館市日乃出町26-2 TEL 0138-51-0740	
■旭川市環境部環境指導課 〒070-8525 旭川市6条通9丁目 TEL 0166-26-1111 (内線 5218)	

(5) 微量PCB汚染廃電気機器等に関する国の通知

環廃産発第 040217005 号
平成 16 年 2 月 17 日

各都道府県・政令市産業廃棄物担当部長 様

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課長

重電機器等から微量のPCBが検出された事案について

廃棄物行政の推進については、日頃、ご尽力いただき感謝申し上げます。

標記については、平成15年11月26日付け環廃産発第031126009号及び平成16年2月17日付け環廃産発第040217003号により、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長から通知されたところによる他、微量のPCBの混入の可能性を完全には否定できないとされる変圧器等の重電機器及びOFケーブル(以下、「重電機器等」という。)が廃棄物となった場合等の廃棄物処理法及びPCB特別措置法の取扱いについては、下記によることとします。

このため、今般、当職より(社)全国産業廃棄物連合会に対して別添のとおり要請し、従前より、環境省及び経済産業省から(社)日本電機工業会等に対して、関係事業者への情報提供を要請していることと合わせ、関係事業者及び産業廃棄物処理業者に対する情報提供を推進しているところです。

貴職におかれましては、本件に係る情報及び本件に係る重電機器等が廃棄物となった場合の取扱いについて、引き続き関係事業者及び産業廃棄物処理業者に対する周知、指導方よろしく願います。

記

1. 産業廃棄物処理業者にあつては、事業者から廃重電機器等の処分を受託しようとする場合には、あらかじめ当該事業者に対して、PCB混入の可能性の有無について確認することとされたいこと。当該廃重電機器等について、PCBの混入が確認された場合には、PCB廃棄物として適正に処分することができる者以外、処分を受託してはならないものであること。
2. 廃油もしくは金属くず等廃重電機器等由来の廃棄物であることが疑われる場合には、産業廃棄物処理業者にあつては、事業者に対し、その経歴を確認し、廃重電機器等由来であれば、1. のとおりPCB混入の可能性の有無について確認することとされたいこと。
3. 廃重電機器等について、機器毎に測定した当該廃重電機器等に封入された絶縁油中のPCB濃度が処理の目標基準である0.5mg/kg以下であるときは、当該廃重電機器等は、PCB廃棄物に該当しないものであること。
4. 分析のために試料を採取し、これを運ぶ場合、廃棄物処理法及びPCB特別措置法の適用を受けないものであること。なお、分析のための試料の採取は分析に必要な最小限の量とし、分析後に余った試料は、事業者に戻却することとされたいこと。

別添 略

各都道府県・政令市産業廃棄物担当部長 様

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課長

低濃度 P C B 汚染物の届出等の徹底について

産業廃棄物行政の推進については、平素からご尽力をいただき感謝申し上げます。

標記については、平成 14 年 7 月 12 日付け環廃産発第 393 号及び平成 15 年 11 月 26 日付け環廃産発第 031126009 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知並びに平成 16 年 2 月 17 日付け環廃産発第 040217005 号当職通知で示しているところですが、本年 5 月に低濃度 P C B 汚染物対策検討委員会原因究明ワーキンググループの報告書が取りまとめられ、平成元年以前に製造された重電機器等の中には、低濃度のポリ塩化ビフェニル（以下「P C B」という。）に汚染された絶縁油を含むもの（以下「低濃度 P C B 汚染物」という。）が数多く存在することが明らかになりました。また、低濃度 P C B 汚染物である重電機器等のうち、電力会社が所有する柱上トランス以外の変圧器等については、使用中のものと保管中のものを合わせて約 120 万台が全国に存在すると推計されているところです。P C B 廃棄物については、その不明・紛失や不適正な処理により環境汚染を生ずるおそれがあることから、その保管状況等についての的確に把握するため、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「P C B 廃棄物特別措置法」という。）において保管の届出等の徹底を図っているところですが、低濃度 P C B 汚染物についても同様に、環境汚染を未然に防止する観点から、保管状況等を的確に把握し、適正処理を推進していく必要があります。

つきましては、重電機器等のうち、低濃度 P C B 汚染物である可能性を完全には否定できないものの使用を終えた場合等の廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに P C B 廃棄物特別措置法の取扱いについては、下記のとおりとしますので、関係事業者及び産業廃棄物処理業者に対する周知、指導方よろしくをお願いします。

記

1. 重電機器等を使用している者にあつては、重電機器等の使用を終えた場合には、重電機器の製造業者及び日本電機工業会から提供される低濃度 P C B 汚染物に関する情報に注意するとともに、必要に応じて、当該重電機器等の製造者に対して、低濃度 P C B 汚染物である可能性について確認することとされたいこと。
また、重電機器等の製造者からの情報等により、使用を終えた重電機器等について低濃度 P C B 汚染物である可能性を完全には否定できないと判断された場合には、当該重電機器等の使用を終えた者にあつては、速やかに絶縁油中の P C B の濃度を測定し、P C B 廃棄物に該当するか否かについて確認することとされたいこと。なお、その際、その使用を終えた重電機器等について、P C B 廃棄物に該当しないことが確認されるまでの間は、当該重電機器等を P C B 廃棄物と同様に適正に保管することとされたいこと。
2. 使用を終えた重電機器等について P C B 廃棄物に該当することが確認された場合には、当該重電機器等の使用を終えた者にあつては、廃棄物処理法第 12 条に基づき、P C B 廃棄物として適正に保管等の処理を行うとともに、特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければならないほか、P C B 廃棄物特別措置法第 8 条に基づき都道府県知事又は政令市長に対して保管等の届出をしなければならないものであること。

(6) 低濃度 PCB 汚染物の該当判断基準に関する国の通知

環循規発第 1903283 号

環循施発第 1903281 号

平成 31 年 3 月 28 日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省 環境再生・資源循環局

廃棄物規制課長

低濃度ポリ塩化ビフェニル 汚染物の 該当性判断基準 について（通知）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下、「PCB 廃棄物」という。）の適正かつ確実な処分に関しては、かねてより御尽力いただいているところ、感謝申し上げます。

低濃度 PCB 廃棄物については、主に廃重電機器等について、処理が進められてきたところであり、その廃重電機器等における PCB 汚染物の該当性の判断については、これまで「重電機器等からの微量の PCB が検出された事案について」（環廃産発第 040217005 号）において通知した考え方に沿って、判断がなされてきたところである。

そうした中、昨今では塗膜くずを中心として多様な低濃度 PCB 汚染物の処理が進められてきており、低濃度 PCB 汚染物の該当性の判断基準について一部不明確であったことから、自治体の判断が分かれていることなどが課題となり、PCB 廃棄物の適正な処理の推進において支障となってきた。

こうした背景を踏まえ、環境省では、「平成 30 年度低濃度 PCB 廃棄物の適正処理推進に関する検討会」及び「第 26 回 PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」において、これまで通知によって判断基準が明確化されてきた廃重電機器中に使用された絶縁油以外の低濃度 PCB 汚染物の該当性の判断基準について検討を行い、下記の通り基本的な考え方をとりまとめたので通知する。

記

1. PCB 廃棄物の処理においては、処理物の判断基準の設定において考慮されているリスクの考え方が基礎となっているため、低濃度 PCB 汚染物の該当性判断基準の設定についてはこの考え方を踏襲し、別表のとおり原則として処理物の判断基準と同じ数値を低濃度 PCB 汚染物の該当性の判断基準とする。
2. 上記 1. に加えて、例外的に、塗膜くずに代表されるような PCB を含有する廃棄物であり、PCB を含む油が自由液（注として明らかに存在していない場合については、PCB の含有濃度が 0.5mg/kg 以下となる場合は、低濃度 PCB 汚染物に該当しないものと判断するものとする。こうした PCB を含む油が自由液として明らかに存在していない場合としては、塗膜くず、少量の低濃度 PCB 汚染油が染み込んだもの紙くず、木くず又は繊維くず等とする。
3. 既に当省より発出した「重電機器等からの微量の PCB が検出された事案について」環廃産発第 0400217005 号において、低濃度 PCB 廃棄物の該当性判断基準が示されている廃重電機器について

は、従前通りの基準を適用する。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 2 条の 4 第 5 号ル（9）において定める特定の工場又は事業場で排出される汚泥、廃酸又は廃アルカリについても、従前通りの運用とする。

4. 分析方法については、別表に提示したものとする。ただし、「低濃度 PCB 含有廃棄物に関する測定方法（第 3 版）」（平成 29 年 4 月環境省）で示す方法については現時点では準用するものとし、一部、検出下限値の設定等について環境省で検討し、今後通知する。

注：PCB を含む油が染み込み又は付着した廃棄物から、PCB を含む油が染み出し又は脱離して、液体状態として確認できるもの。

以上

（別表）

対象	形態	卒業基準	PCB 汚染物ではないことの判断基準	分析方法
廃油	当該廃油に含まれるもの	0.5 mg/以下	同左	・告示第 192 号(注 2) 別表第二 ・告示第 192 号別表第三の第一 ・簡易測定法マニュアル(注 3)
廃酸 廃アルカリ	当該廃酸、廃アルカリに含まれるもの	0.03 mg/L 以下	同左	・環境庁告示第 13 号(注 4)
廃プラ	付着し、又は封入されたもの	0.5 mg /超の PCB が含まれた油が付着していないこと	同左	・告示第 192 号別表第三の第二 ・告示第 192 号別表第三の第三
			含有濃度 0.5mg/kg 以下(注 1)	・低濃度 PCB 含有廃棄物測定方法(注 5)を準用
金属くず	付着し、又は封入されたもの	0.5 mg /超の PCB が含まれた油が付着していないこと	同左	・告示第 192 号別表第三の第二 ・告示第 192 号別表第三の第三
陶磁器くず	付着したもの	0.5 mg /超の PCB が含まれた油が付着していないこと	同左	・告示第 192 号別表第三の第二 ・告示第 192 号別表第三の第三
紙くず	塗布され、又は染み込んだもの	検液中の濃度が 0.003 mg/L 以下	同左	・告示第 192 号別表第四
			含有濃度 0.5mg/kg 以下(注 1)	・低濃度 PCB 含有廃棄物測定方法を準用

木くず、織 維くず	染み込んだもの	検液中の濃度が 0.003 mg/L 以下	同左	・告示第 192 号別表第四
			含有濃度 0.5mg/kg 以 下(注 1)	・低濃度 PCB 含有廃棄 物測定方法を準用
コンクリー トくず	付着したもの	検液中の濃度が 0.003 mg/L 以下	同左	・環境庁告示第 13 号
汚泥	染み込んだもの	検液中の濃度が 0.003 mg/L 以下	同左	・環境庁告示第 13 号
			含有濃度 0.5mg/kg 以 下(注 1)	・低濃度 PCB 含有廃棄 物測定方法を準用
その他		検液中の濃度が 0.003 mg/L 以下	同左	・環境庁告示第 13 号

注 1 : PCB を含む油が自由液としては明らかに存在していない場合に限る。

注 2 : 特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法 (平成 4 年厚生省告示第 192 号)

注 3 : 絶縁油中の微量 PCB に関する簡易測定法マニュアル (第 3 版) 平成 23 年 5 月環境省

注 4 : 「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」昭和 48 年 2 月環境庁告示第 13 号

注 5 : 低濃度 PCB 含有廃棄物に関する測定方法 (第 3 版) 平成 29 年 4 月 環境省

(7) PCBの飛散・流出によりPCBが付着した場合の応急措置について

PCB廃棄物からPCBが飛散・流出した場合には、次の措置を行ってください。

① PCBの飛散・流出事故時の措置

- ・直ちに事故発生場所から人を退避させてください。
- ・その後、拡散範囲や飛散・流出量を確認するとともに、換気するなど安全性を確保のうえ、拭き取りなどの汚染除去作業を行ってください。
- ・汚染除去作業にあたっては、保護具として、ゴム手袋、保護眼鏡（ゴーグルタイプ）、マスクを付け、長袖、長ズボンの衣服（化学防護服が望ましい）を着用するなど人体にPCBが付着しないよう必要な措置を取ってください。

【拭き取り方法】

- (1)雑巾・ウエスに洗淨油（パラフィン系溶剤（NSクリーンなど）、手に入らない場合は灯油で代用）を染み込ませ、汚染部を拭き取ってください。
- (2)拭き取りは、汚染箇所だけにとどめ、汚染範囲の拡大を防止するようにしてください。
- (3)拭き取りは、一方通行により行ってください。
- (4)新たなPCB汚染物を増やさないようにするため、雑巾・ウエスは効率よく使用するため、拭き取りを行った面を内側にたたむようにして、16分の1サイズ（4回の折り返し）になるまで、折り返して使用してください。
- (5)この拭き取りを8回繰り返し、最後に綺麗な布・ウエスに洗淨油を染み込ませ、仕上げ拭き取りをしてください。

②人体に付着した場合等の応急措置

以下の応急措置をした後、医師の診断を受けることが必要です。

- ・顔や手などの皮膚にPCBが付着した場合
植物油（オリーブ油、椿油）を脱脂綿に付けて軽く拭き取った後、石鹸でよく洗ってください。その後、PCBが付着した衣類を脱いでください。
- ・口腔内にPCBが入った場合
直ちに吐き出して水でうがいを繰り返してください。
- ・目にPCBが入った場合
直ちに多量の洗淨水で15分以上洗顔後、3%のホウ酸水で洗顔してください。
- ・蒸気を吸入して気分が悪くなった場合
新鮮な空気の箇所で安静にしてください。

【拭き取りした後の雑巾・ウエスなどの保管・管理】

- (1)拭き取った後の雑巾・ウエス、PCBが付着した衣類、PCBが染み込んでしまった物などは、ビニール袋に入れ、口をしっかりと結び、更にドラム缶やペール缶

などの密閉容器で保管するようにしてください。

- (2)保管にあたっては、トランス・コンデンサなどの PCB 使用機器と同様に、廃棄物処理法に定める保管基準の遵守や、PCB 特別措置法に基づく届出が必要となります。

(出典：J E S C O 北海道事業所「PCB 等除洗手順要領」、環境省ホームページ)